

H26. 11. 21 版

霧島市公共建築物管理計画(仮称)

素案

霧島市公共建築物管理計画(仮称)

目次

1.	計画策定の目的等	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	基本的事項	1
(3)	留意すべき本市の特徴	2
2.	公共建築物管理に係る全体像	6
(1)	今後推進する取り組み	7
(2)	取り組みに当たり留意すべきこと	11
3.	用途別の公共建築物管理の方向性	14
(1)	行政系施設	14
(2)	市民文化系施設	15
(3)	学校教育施設	17
(4)	スポーツ・レクリエーション系施設	18
(5)	公営住宅	21
(6)	その他施設	22
4.	地区別の特性を踏まえた公共建築物管理の方向性	24
(1)	国分地区	24
(2)	溝辺地区	27
(3)	横川地区	29
(4)	牧園地区	31
(5)	霧島地区	33
(6)	隼人地区	35
(7)	福山地区	38

1. 計画策定の目的等

(1) 計画策定の目的

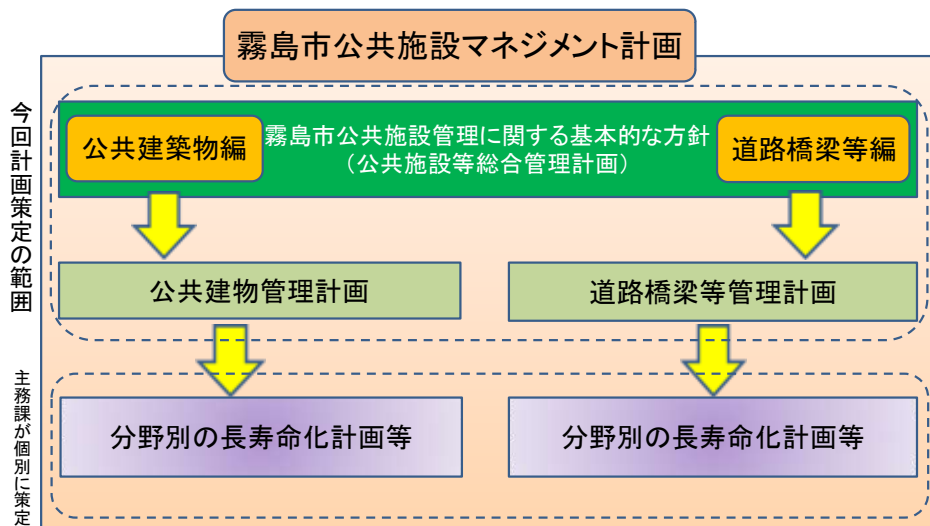
この計画は、霧島市公共施設管理に関する基本的な方針に基づき、時代の変化に応じて公共建築物で提供する行政サービスの適正化を図り、将来に向けて健全な財政運営を堅持していくために、今後の本市における公共建築物の管理に関する考え方や建物用途別の管理の方向性、地区別特性を踏まえた公共建築物管理の方向性を示すものです。

(2) 基本的事項

1) 位置付け

市民に開かれた行政の推進や質の高い行政サービスの提供を積極的に行い、健全で自立した財政運営を推進することとしており、その一環として策定する霧島市公共施設マネジメント^{※用語集}計画の一部をなすものです。

図表 霧島市公共施設マネジメント計画の体系(イメージ)



2) 対象施設

本計画で対象とする施設は、本市が保有する公共建築物のうち、延床面積 100 m²以上の施設とし、本計画においてはこれを公共施設とします。

ただし、延床面積 100 m²未満の消防施設、集会施設等及び延床面積 50 m²以上の公営住宅は調査対象に含めることとし、また、個別の長寿命化^{※用語集}計画を策定している施設も対象としています。

3) 計画期間及び見直し

計画期間は平成 27 年度から 40 年間とし、5 年ごとに見直しを行います。

(3) 留意すべき本市の特徴

旧市町の行政区域に相当する「地区^{※1}」、地域づくりの基礎的な単位である「地区自治公民館区^{※2}」、更にはすべての地区を横断的にとらえる「市街地及び中山間地域^{※3}」という3つの地域区分（圏域^{※用語集}）に分類することができます。

図表 地域区分(圏域)(市街地・中山間地域の境界:作成中)



注)地区自治公民館区の範囲は概ねの目安を示したもの

1) 市街地及び中山間地域における人口動態

市街地人口は約 8.4 万人であり市全体の人口の約 7 割を占め、近年においても、増加傾向を示しています。一方、中山間地域の人口は年々減少しており、平成 19 年から平成 24 年の 5 年間で約 3,000 人の減となっています。また、人口の分布をみると、市街地では中心部に多くの人口が集積しているのに対し、中山間地域では、溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区に広く分散していることがわかります。

高齢化率をみると、平成 24 年度の市街地の平均が 18.3%であるのに対し、中山間地域では平均は 30.5%となっており、その傾向は年々顕著になっています。

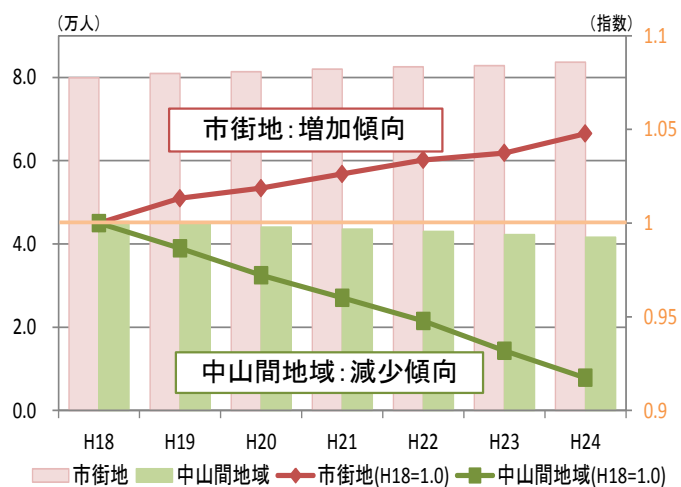
※1 旧市町の行政単位であり、国分地区、溝辺地区、横川地区、牧園地区、霧島地区、隼人地区、福山地区に分類される。

※2 本市には 857 の「自治会」があり、一定の範囲内の自治会が集まり 89 の「地区自治公民館」を構成している。地区自治公民館では、地域住民が主体となり個性豊かな地域づくりを行うことを目的として任意で地域まちづくり計画を策定するなど、本市の地域づくりに係る主要な単位である。

※3 中山間地域の範囲は、「霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例施行規則」による。

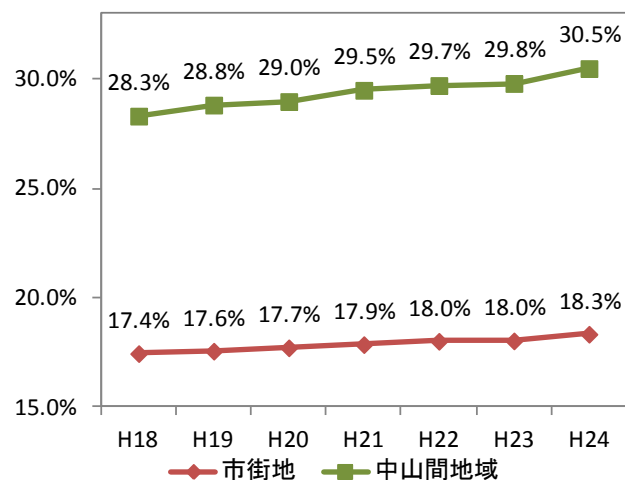
図表 市街地中山間地域における人口及び高齢化率の整理

■人口推移(実数及び平成18年度を1とした指数)



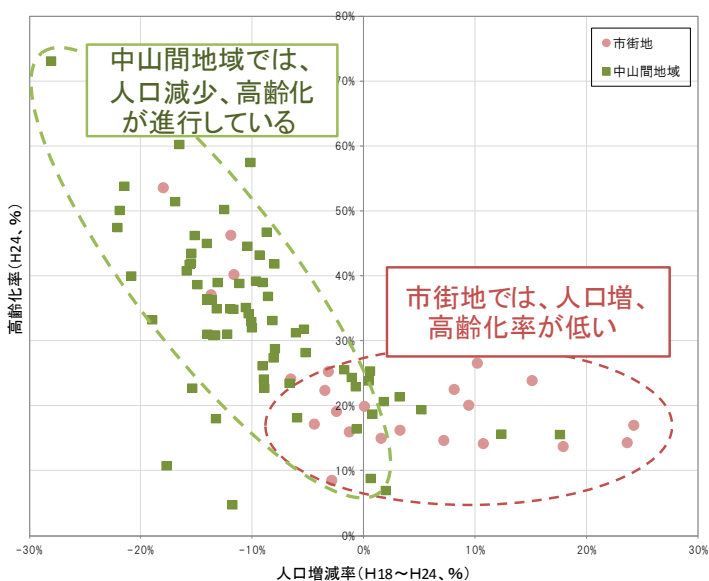
資料) 住民基本台帳人口をもとに作成

■高齢化率推移



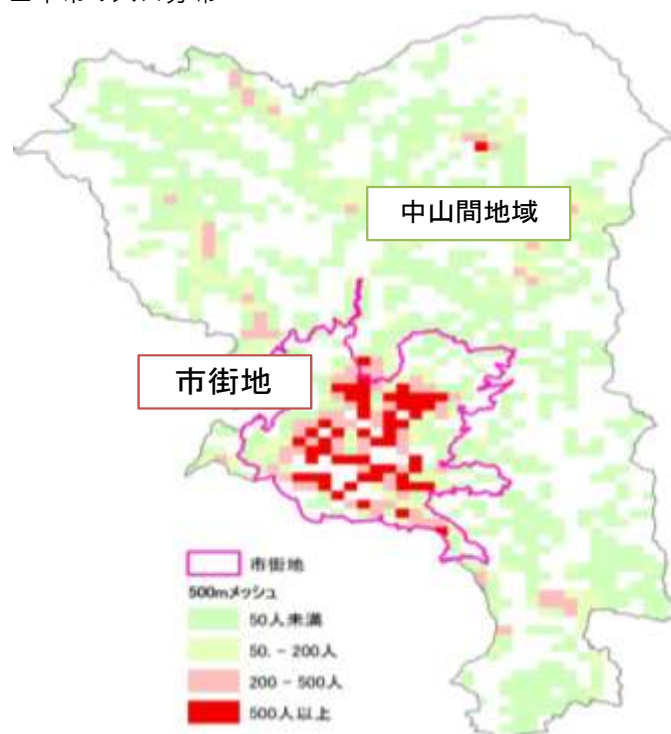
資料) 住民基本台帳人口をもとに作成

■地区自治公民館区別の人口増減率及び高齢化率



資料) 住民基本台帳人口をもとに作成

■本市の人口分布



資料) 平成22年国勢調査地域メッシュ※用語集をもとに作成

2) 市街地及び中山間地域における地域の実態

市街地及び中山間地域における地域の実態は次頁表に示すとおりであり、地域コミュニティ^{※用語}集、教育、買物や通院等に係る地域実態は、市街地及び中山間地域で大きく異なっています。

図表 市街地及び中山間地域における地域の実態

カテゴリー	市街地
地域 コミュニティ	<p>○転入人口の多い地域では、転入者や若い世代の自治会離れが進み、近所づきあい、コミュニティ意識の希薄化が進んでいる。</p> <p>○地区自治公民館区における地域活動等への参加は高齢者が多く、今後高齢化が進行することで活動・組織の継続が困難となることが想定される。</p> <p>○ひとり暮らしの高齢者が増加しており、中には地域活動への参加を拒む人も多い。自治会や老人クラブ等での見守り体制だけでは十分に対応できていない地域もみられる。</p> <p>○住民からは、地域活動の場所が十分ではないとの指摘がある。一方で、市街地には、会議室や調理室機能を有する公共施設が多い。 等</p>
教育	<p>○一部、過大規模となっている小学校がみられる。</p>
買物 医療 等	<p>○市街地の中心部は、商店、大型商業施設等が多く立地しており、医療施設も充実している。徒歩での移動が可能であり、また公共交通の利便性も高いことから買物、医療に関する利便性は高い。</p> <p>○市街地の郊外部は、公共交通の利便性が低く、また、商業施設、医療施設等が離れて立地していることから、自動車を自由に使えない高齢者等にとっては移動手手段の確保に課題を抱えている。 等</p>

中山間地域

○人口減少・少子高齢化が進行している。

高齢化率は牧園地区では 36.5%、霧島地区では 36.6%(ともに平成 22 年度国勢調査)である。地区自治公民館単位では、71 館のうち 21 館が高齢化率 40%を超えており、中には 60%を超えるところもある(平成 24 年住民基本台帳人口)。

○自治会、老人クラブ等の担い手が少なく、また、これらの加入率、参加率が低い地域も多い。伝統行事、祭りなどが途絶える地域もあり、活動に参加する住民は、地域コミュニティの消滅が危惧されている。

○一部地域では、民間企業が地域コミュニティ活動への参加を希望する例、大学等が地域活性化に取り組む例もみられる。等

○子どもの数が減っており、複式学級を編成する小学校も多い。

○小規模校に通う児童の親からは、一定規模の学校に通わせたいという声も聞かれる。

○合併前後において、小規模校を対象とした統廃合や校区再編は実施されていない。

○山村留学や霧島市小規模校入学特別認可制度^{※4}(以下、特認校制度という。)を実施することにより、校区外の子どもを受け入れ、特色を生かした教育が実践されている。

○庁舎周辺又は駅周辺エリアには商店、スーパーマーケットや金融機関、診療所等が立地しているが、それ以外は、十分な買物環境等を持たない地域が多い。

○市街地又は近隣市の大型商業施設等を利用する人が多いが、自動車を自由に使えない高齢者等は、近隣地域(庁舎や駅周辺)のスーパーマーケットや個人商店、診療所等に通う。公共交通としてはふれあいバス等があるが、ルートや便数など利便性に課題を抱えており、家族や診療所等の送迎に頼る高齢者が多い。

○一部地域では、民間事業者による移動販売サービスが提供されている。NPO^{※用語集}法人による送迎サービスが提供されている地域もみられる。等

⁴ 指定校に入学又は転学を希望する児童生徒及びその保護者に一定の条件を付して校区外の通学を認める制度のこと。

2. 公共建築物管理に係る全体像

霧島市公共施設マネジメント計画における施設全体の管理に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）では、施設の長寿命化を推進することを前提として、将来的な財政見通しや公共施設の改修・更新等に係るコスト試算結果を踏まえ、平成27年から40年間の計画期間で、施設の維持・管理、更新コストの削減を実施し、将来のコスト負担額を床面積換算で40%（32.9万㎡）とすることを目指すこととしています。

財政的な観点から将来のコスト負担額の削減を図っていくため、以下に示すとおり、総量縮減、長寿命化推進、財源確保、維持管理業務効率化の4つの取組を推進します。その推進に際しては、地区特性や市民ニーズの変化に留意するほか、市民との協働や民間活力の活用を図りつつ庁内連携による総合的な推進となるよう努め、将来を見据えた地域づくりの取組として推進し、基本方針でいう“次世代に継承できるまち”の実現を目指します。

【今後推進する取組】

- 施設保有量の見直し・適正化（総量縮減）
- 施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化推進）
- 施設運営の見直し（財源確保）
- LCC^{※用語集}の縮減や平準化を着実に進める方策の検討（維持管理業務効率化）

【取組推進に当たり留意すべきこと】

- 地区の特性に応じたマネジメントの推進
- ニーズの変化に対応した適切な公共施設サービスの提供
- 市民協働の推進、民間活力の活用
- 庁内連携による総合的な推進

図表 公共建築物の管理に係る全体像



(1) 今後推進する取り組み

1) 施設保有量の見直し・適正化(総量縮減)

以下の2つの考え方を基本として、施設が保有する機能に着目し、将来にわたり維持すべき施設とそうでない施設の見極めを行うことで施設保有量の見直し・適正化を図ります。

- 必ずしも複数保有する必要のない機能・施設(市で一つあれば良い機能・施設など)を整理する
地区ごとに保有する歴史民俗資料館や文化施設のホール機能、スポーツ・レクリエーション系施設など、必ずしも複数保有する必要のない機能・施設は適正配置の観点から整理する。

- 施設性能、利用の観点から課題を抱える施設を整理する
老朽化、利用低迷、利用者の偏り等、施設性能や施設利用の観点から課題を抱える施設は整理する。近隣に類似機能を保有する施設がある場合は、いずれかの施設を廃止するなど機能重複を排除していく。

- ※ なお、保有量の見直し・適正化に当たっては、集約によって使用しなくなった施設等は除却していきます。また、民間活力の導入が有効である場合には積極的に導入していきます。(売却・譲渡)

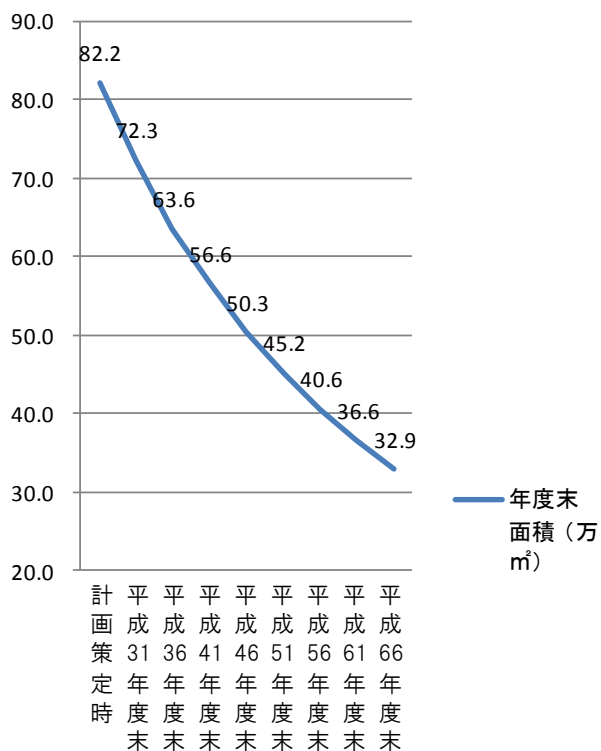
機能や施設の集約に際しては、地区や地域に必要な機能はできる限り存続させることを目指し、維持すべき施設の空きスペースに他の機能を移転する等、施設の複合化・多機能化^{※用語集}を推進することで施設の効率的な利用を図ります。

また、複合化・多機能化の推進に際しては、異なる機能を持つことによる相乗的な効果を生み出すことを目指します。公共施設を訪れる子ども、若者、中高年、お年寄りなど、異なる世代が日常的に顔を合わせる機会を創出することで、多世代間での交流を促進したり、共同事業等を実施することで賑わいや楽しさを創出したりする等、施設の再編を通じて地域の拠点等が形成されていくことを目指します。そのため、機能の融和性、利用者属性、建物の歴史的価値等に留意し、将来の地域づくりの観点から計画的に実施していきます。

施設保有量の見直し・適正化に係る取組の推進に当たっては、次ページのとおり基本方針で示した目標値をもとに5年毎の期間削減目標を設定し、これを一つの目安とします。目標値については、進捗状況等を踏まえ5年毎に見直していきます。

図表 期間削減目標

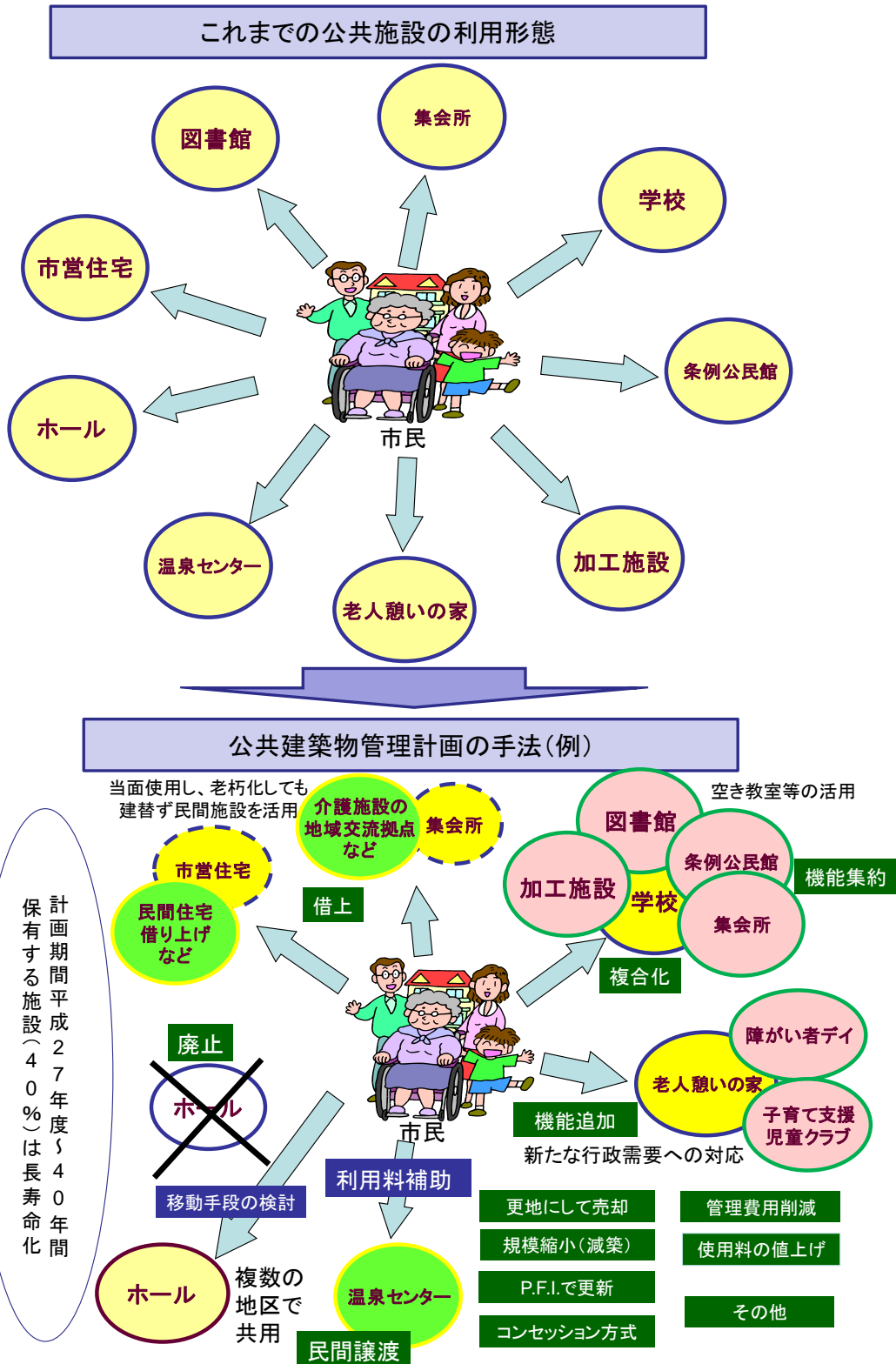
目標年度	削減量 (万㎡)	削減率 (%)	年度末面積 (万㎡)
計画策定時	-	-	82.2
平成31年度末	9.9	12.0	72.3
平成36年度末	8.7	12.0	63.6
平成41年度末	7.0	11.0	56.6
平成46年度末	6.3	11.0	50.3
平成51年度末	5.1	10.0	45.2
平成56年度末	4.6	10.0	40.6
平成61年度末	4.0	10.0	36.6
平成66年度末	3.7	10.0	32.9



試算の考え方

本市においては、建築後30年以上経過している建物が全体の約43%を占めており、さらに、昭和52年～57年の間に全体の約4分の1にあたる約20万㎡が整備されています。一方、一般的に建物は建築後40年経過すると大規模な修繕が必要となるといわれています。調査の結果、既に大規模修繕の時期を迎えている施設や、この計画の初期においてその時期が到来する施設が多数存在しています。このようなことから、計画初期の削減量を市民生活に影響を与えないと考えられる範囲の中で、できる限り大きく設定しました。

図表 保有量の見直し・適正化のイメージ



2) 施設の維持補修に係る方針の見直し(長寿命化推進)

将来にわたって維持すべき施設の長寿命化を図っていきます。

予防保全^{※用語集}は、原則、将来にわたり維持すべき施設のうち、特に建物の不具合や設備の故障等が発生したときに、市政の運営や市民の生活等に大きな影響を及ぼすと考えられる施設や建替や移転工事に伴う休業が困難な施設（行政系施設（庁舎、消防施設）、学校等）を対象とします。

長寿命化により目標とする耐用年数については、（一般財団法人）日本建築学会等の資料等を参考に、以下のとおり定めます。

また、庁内関係部署の適切な役割分担のもと、長寿命化を推進していきます。

図表 長寿命化推進の方向性

施設の分類		主な用途	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造の場合	木造の場合
維持すべき施設	予防保全をする施設 （建替・移転工事に伴う休業が困難な施設、不具合等が発生した時に市政の運営や市民の生活等に大きな影響を及ぼす施設）	行政系施設（庁舎、消防施設） 学校教育施設等	80年	60年
	上記以外の施設	市民文化系施設 社会教育施設 等	60年	40年
維持しない施設		—	※建替や大規模修繕等はいりません。利用者等に危険を及ぼすような不具合があった場合は直ちに利用を中止します。	

<標準的な長寿命化のサイクル(鉄筋コンクリート造の場合)>※個別の建物の状況により判断
 建築後 30 年経過で大規模改修^{※用語集}⇒建築後 55 年経過で 2 回目の大規模改修
 ⇒建築後 80 年経過で建替

3) 施設運営の見直し(財源確保)

施設運営の効率化を図るとともに、受益と負担の観点から使用料の適正化を図り、収支バランスの改善を目指します。

また、民間活力の導入を推進すること等により、財源の確保を図っていくことを目指します。
 (PFI^{※用語集}、PPP^{※用語集}、ネーミングライツ^{※用語集}、民間貸付等)

4) LCC の縮減や平準化を着実に進める方策の検討(維持管理業務効率化)

LCCの縮減や平準化を着実に進める方策として、民間活力を積極的に導入し、複数施設の同種維持管理業務を同一事業者に一括委託する方法、施設の運営管理や修繕・更新までを長期的かつ包括的に委託する手法等、維持管理業務の効率化に資する取組を推進します。

これらの推進に当たっては、財政負担の縮減や平準化の観点のみならず、円滑な施設運営も含めた総合的な観点から検討します。

(2) 取り組みに当たり留意すべきこと

前述1) 施設保有量の見直し・適正化(総量縮減)及び3) 施設運営の見直し(財源確保)の推進に際し、市街地及び中山間地域の実態を踏まえ計画的に総量縮減を推進していきます。

1) 市街地

一定の範囲内に多くの施設が立地する市街地では、施設が保有する機能に着目した見直しを重点的に進め、施設の廃止や複合化・多機能化等を推進し、施設の総量縮減を図ります。また、特に総量の多い公営住宅の廃止・除去を推進します。

また、積極的に民間活力の導入を図ることで財源の確保を図っていきます。

さらには、施設の特性を踏まえ、公共施設を幅広い世代、団体に開放することで、希薄化する市街地における地域コミュニティ活動の活性化を促すなど、地域づくりに資する取組を推進します。

2) 中山間地域

人口減少・少子高齢化が進行する中山間地域では、地域実態や市民ニーズの変化に留意しつつ、施設が保有する機能に着目した見直しを進め、総量の縮減を進めます。

具体的には、地区の拠点となるエリア(以下、「地区の拠点」という。)を定め、地区が保有すべき機能を地区の拠点に集約化することで、地区全体の総量を縮減しながら最低限必要な公共施設によるサービスを維持していきます。

地区の拠点は、買い物や医療・福祉、行政サービスなど複数の生活サービスが、概ね徒歩で移動できる範囲に集まるエリアを想定しています。地区の拠点は、各地区の人口の集積状況や公共施設、商業施設、医療機関等の立地状況等を鑑みると、庁舎等の周辺が候補の一つとして考えられます。また、溝辺・牧園地区のように、人口分布や地理的条件等から、複数の拠点を定め、双方の拠点が連携しながら施設の総量縮減・集約化を図ることが考えられます。

地区の拠点に集約化するに当たっては施設の複合化・多機能化等を推進し、住民が必要とする機能を維持するだけでなく、多世代間での交流を促したり、複数団体の活動を共同で実施し賑わいや楽しさを創出したりするなど、異なる機能を保有することによる相乗効果を最大限に発揮し、地域コミュニティ活動の活性化に寄与することを目指します。

また、自動車を自由に使えない人でも、各集落から地区の拠点まで、地区の拠点から市街地又は他地区の拠点まで移動できるよう手段の検討を行います。

図表 拠点の機能・役割イメージ

<p>コミュニティの拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地区の住民、多様な組織(地区自治公民館、子ども会、老人会、NPO法人等)、行政職員など、幅広い主体、年齢層の方々が、交流を図ることができる。 (例:拠点に立地する公共施設(庁舎等)の空きスペースに公民館機能を移転することで、地域住民の活動の場を確保する等) • 路線バス、ふれあいバス等の公共交通の待合所、放課後の児童と親の待ち合わせ場所、買物や通院後に立ち寄り一息つける場所など、地区の方々が滞留できる。 (例:庁舎等のエントランスを市民に開放したり、庁舎空きスペースに図書館や学習室を設置し、放課後や休日の子どもたちが集まる場所として活用したり、待ち合わせスペースとして活用する等)
<p>生活サービスの拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> • スーパーマーケット等の買物施設、診療所・病院、金融機関等、生活に必要な施設が歩いて動ける範囲内に立地し、自動車を自由に使えない高齢者等でも拠点を訪れることでこれらの必要なサービスを楽しむことができる。
<p>交通の拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自動車が自由に使えない高齢者等の移動を考慮し、地区の拠点を中心としてそれぞれの地区自治公民館区等を結ぶ移動手段を確保するとともに、国分、隼人方面又は近隣市とを結ぶ交通結節点としての役割を担う。

3) 相互連携の推進

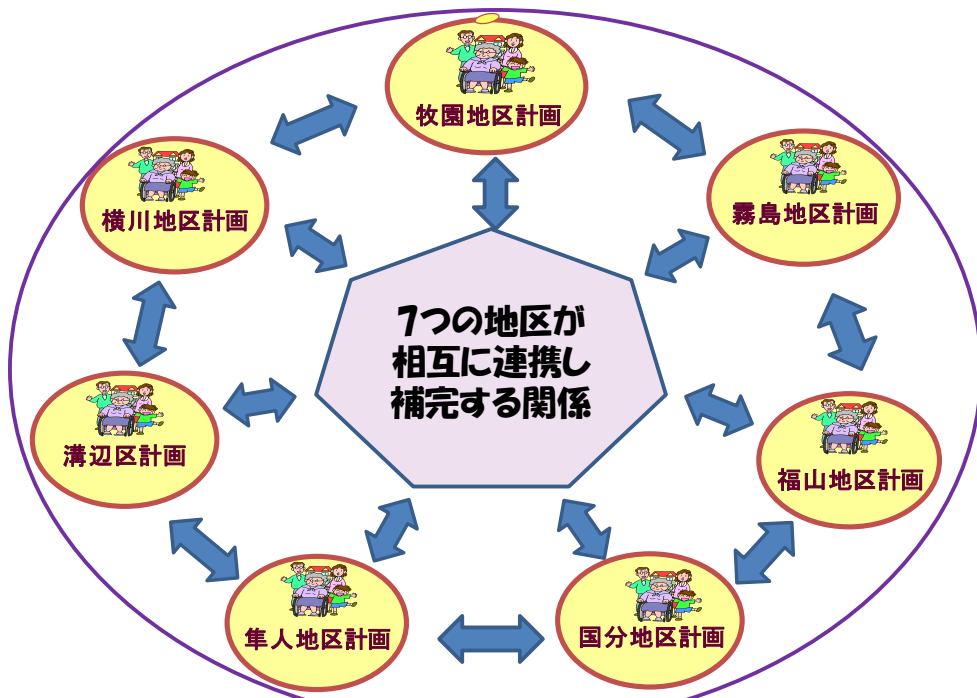
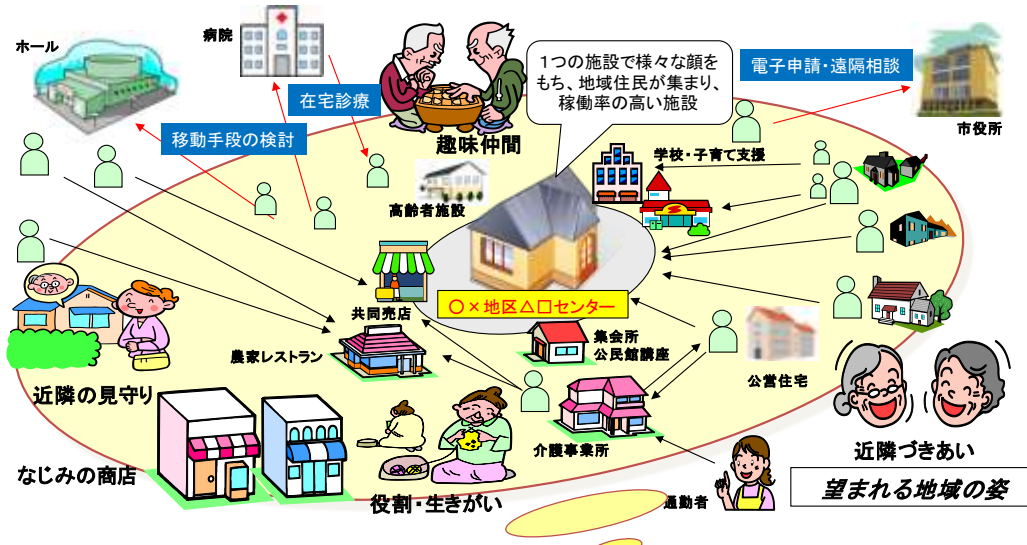
市街地、中山間地域それぞれが課題解決に取り組みながら、1つの拠点では確保できない機能は、複数の拠点又は市全体として補完していくことを目指します。

また、必要に応じて移動手段を検討することなどにより、施設の共有、集積、相互利用、地区や近隣市町の境界を越えた連携・交流、国や県との役割分担などを推進していきます。

さらに、市民のニーズを的確に把握して提供するサービスを不断に見直すほか、全庁横断的な取り組みとして柔軟に対応します。

図表 各地区の拠点間における連携イメージ

地域の特性を活かし、暮らしに必要な施設だけを保有



霧島市公共建築物管理計画のイメージ

Point

- 霧島市は自然や産業経済、文化など個性豊かで、様々な表情を持っている
- 今後は人口減少と少子高齢化が進行する
- 施設の持つ機能に着目する
- こどもや高齢者、障がい者等を含む、全ての住民が自由に集える共生型の場を創る
- ハード(施設等)の減少を補うソフトを検討をする。

3. 用途別の公共建築物管理の方向性

(1) 行政系施設

1) 現状・課題

行政系施設の約7割の延床面積を占める本庁及び総合支所（以下、「庁舎等」という。）は、国分・隼人庁舎、溝辺・横川・牧園・霧島・福山総合支所及び福山市民センターにより構成されています。

溝辺・牧園・霧島総合支所及び福山市民サービスセンターでは、合併等により空きスペースが生じています。また、牧園総合支所は高台に、福山市民サービスセンターは急斜面に位置しており、自動車を自由に使えない高齢者等にとって利便性が悪いことが課題です。

また、市民の利用状況を見ると、福山市民サービスセンターでは、他の庁舎等と比べ来訪者が少ないのが実態です。

図表 行政系施設の現状・課題

施設名称	現状・課題
国分庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 旧国分市の庁舎として、人口7万人規模を想定して建設されたことから、合併当初よりスペース面での絶対的な不足が指摘されている。 (合併後の国分庁舎への業務集約等が進んでいることから庁舎機能の拡充が必要とされており、本年度より庁舎増築の基本設計に着手している。)
溝辺総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 本館(築35年)、別館(築54年)のほか、保健福祉センター(築20年)が併設されており、合併等により空きスペースが発生している。 教育委員会は近隣に立地するみそめ館に配置されている。
横川総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 本庁方式移行後の業務規模を踏まえ2013年に整備されたため空きスペースは無い。 教育委員会は近隣に立地する横川公民館に配置されている。
牧園総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 牧園小中学校、商店、銀行等が立地する牧園地区の中心地の高台に位置し、アクセス利便性に課題を抱えている。 合併等により空きスペースが発生している。
霧島総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 合併等により空きスペースが発生している。
隼人庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 現在空きスペースは無い。庁舎周辺にはすこやか保健センター、旧保健センター、隼人公民館、隼人農村環境改善センター、隼人図書館などが立地している。
福山総合支所 福山市民サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> 福山総合支所は、本庁方式移行後の業務規模を見据え2010年に整備されたため空きスペースは無い。 福山市民サービスセンターは、一日の平均利用者数が少ない。また、急斜面に立地しており、災害時の危険性や高齢者等のアクセスに課題が指摘されている。

2) 今後の取組方針

国分庁舎は、増築によって合併当初からの絶対的な事務室スペース等の不足の解消を図り、効率的な運営を行っていきます。また、増築により生じた総床面積の増加分は全体の中で総量縮減を図っていきます。

溝辺・牧園・霧島総合支所及び福山市民サービスセンターは、空きスペースの活用方針等の検討を進めます。庁舎等が今後果たしていくべき役割について検討を行うほか、庁舎等の周辺には、市民文化系施設、社会教育系施設、保健福祉施設等の多くの公共施設が立地していることから、これらの施設が保有する各種機能の庁舎等の空きスペースへの集約化の可能性について検討していきます。

また、庁舎等へ各種機能の統合を図る場合、自動車が自由に使えない高齢者等が不自由なくアクセスできることが重要であることから、移動手段の確保又は施設の移転等を併せて検討します。

図表 行政系施設に係る今後の取組方向

今後の取組方向	市街地	中山間地域
○ 空きスペースの活用方針等の検討 <ul style="list-style-type: none"> 庁舎等に必要とされる役割・機能等に係る検討を行うとともに、周辺施設の機能を整理し、庁舎等の空きスペースへの機能統合の可能性を検討する。 庁舎等への公共交通によるアクセス手段の確保又は庁舎等の移転について検討する。 	—	○
○ 複数の庁舎等の関係性の整理 <ul style="list-style-type: none"> 国分・隼人本庁舎及びそれぞれの総合支所の役割分担、保有機能に係る整理、相互連携・補完について検討する。 	○	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要がある場合は「○」、必要がない場合は「—」としている。

(2) 市民文化系施設

1) 現状・課題

市民文化系施設は集会系施設（公民館やコミュニティセンター、活性化センターなど）、文化施設（市民会館、歴史民俗資料館、郷土館など）等に分類されます。

集会系施設についてみると、会議室、調理室、和室、多目的スペース等の機能を有する施設が、一定エリア内に複数立地するなど、機能が重複している地域も多くみられ、特に施設総量の多い市街地では、その傾向が顕著にみられます。また、これらの機能は、産業系施設（「(6) その他施設」として分類）、学校教育施設等の他分野の施設が保有していることも特徴です。

社会教育法に基づく公民館については、地区により設置状況に違いがあることが課題です。

文化施設等は、必ずしも地区ごとに保有する必要が無い施設ですが、合併以前に整備された施設を各地区が引き続き維持してきたため、全市的な視点から機能の重複がみられています。

施設性能の観点からは、市民文化系施設は、築30年以上を経過した施設が全体の約半数を占めており、今後更新が必要な施設が多いことが課題の一つです。

図表 市民文化系施設の現状・課題

市街地	<ul style="list-style-type: none"> 集会系施設については、保有機能が施設間で重複していることが多い。産業施設、学校教育施設等、他分野の施設が類似機能を保有しており、施設分野を超えて機能が重複していることが多い。特に施設数の多い市街地ではその傾向が顕著である。 文化施設等を各地区が保有している。 築年数が経過しており、更新や大規模改修が必要な施設が多い。
中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 集会系施設については、保有機能が施設間で重複していることが多い。産業施設、学校教育施設等、他分野の施設が類似機能を保有しており、施設分野を超えて機能が重複していることが多い。 文化施設等を各地区が保有している。 築年数が経過しており、更新や大規模改修が必要な施設が多い。

2) 今後の取組方針

市民文化系施設、産業系施設、学校教育施設等と併せて、保有機能に着目した横断的な見直しを行い、機能が重複する近隣施設の機能統合、廃止の可能性について検討します。

また、ホール、歴史民俗資料館など、必ずしも地区ごとに保有する必要のない機能（全市で1施設で足りるもの）、については、全市的な観点から再配置を進めます。また、同様の視点で、地区自治公民館区ごとに保有する地区公民館についても見直しを行います。

図表 市民文化系施設に係る今後の取組方向

今後の取組方向	市街地	中山間地域
○ 市全域及び圏域ごとに必要な機能の整理及び再配置の推進 <ul style="list-style-type: none"> 必ずしも地区ごとに保有する必要のない機能(全市で1施設で足りるもの)については、全市的な観点から再配置を進める。 地区自治公民館区ごとに保有する地区公民館について見直しを行う。 社会教育法に基づく公民館について、現状を踏まえあり方を検討する。 	○	○
○ 保有機能の観点からの見直し、機能集約・総量縮減の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地区ごとに保有する必要のない施設については、全市的な観点から見直しを図る。 既存の施設分類、所管部署にとらわれず、集会系機能を保有する施設を地域住民の生活、コミュニティを支援する機能(コミュニティ等支援機能)として位置付ける。 コミュニティ等を支援する観点から機能が重複する施設等の機能集約・総量縮減を推進する。 	○	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要がある場合は「○」、必要がない場合は「ー」としている。

(3) 学校教育施設

1) 現状・課題

児童生徒数は1990年代以降減少の一途をたどっています。現在の学校区は、基本的に旧市町時代から継承されてきたもので、中山間地域のほとんどの小中学校で学級数が適正規模^{※5}、用語集を下回るなど、小中学校の小規模化がみられます。

小規模校に通う子どもを持つ親からは、子どもの教育環境を重視し一定規模の学校に通わせたいという声も聞かれる一方で、地域からは学校存続を要望する声もあり、小規模校対策に係る議論には、子どもたちの教育環境の観点と、地域の拠点としての小中学校の役割に係る観点的2面性を持っています。

また、これまでの小規模校対策として、特認校制度による児童生徒数の確保が図られてきましたが、児童生徒数の減少には歯止めがかかっていない状況です。また、特認校制度実施校の中には校区内から通う児童生徒数より校区外から通う児童生徒数が多い学校もみられます。

図表 学校教育施設に係る現状・課題

市街地	<ul style="list-style-type: none">児童生徒数が増加し、適正規模の学級数を上回る状況となっており、今後対応が求められることが想定される。過大規模校対策としての分離新設及び校区見直しが実施されている。
中山間地域	<ul style="list-style-type: none">児童生徒数が減少し、複式学級を編成する学校も多い状況にある。特認校制度実施校等の対策を講じているが、多くの学校では児童生徒数は減少の一途をたどっている。これらの対策によって児童数が増加した学校では校区内から通う児童生徒数より校区外から通う児童生徒数が多い学校もみられる。小規模校対策としての統廃合及び校区見直しは合併以降行われていない。小規模校対策に係る議論は、子どもの教育環境の維持・確保の観点、地域の拠点としての学校の役割といった2面性を持っている。

⁵ 「学校教育法施行規則」において、学級数の標準は小中校ともに12学級から18学級、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」においては、適正な学校規模の条件の一つとして、学級数が概ね12学級から18学級までと規定している。

2) 今後の取組方針

中山間地域における少子化は更に進むことが予想されることから、そのような中で、子どもの教育環境の改善を最優先に考え、統廃合による規模の適正化、適正配置に係る検討を進めます。

また、市街地域における過大規模校対策として、今後も施設の増築、校区見直しなどの検討を進めます。

なお、増築により生じた総床面積の増加分は全体の中で総量縮減を図っていきます。

さらに、教育環境の充実及び施設の有効活用の観点から小中一貫教育の導入についても検討を進めます。

図表 学校教育施設に係る今後の取組方向

今後の取組方向	市街地	中山間地域
○ 小中学校の規模の適正化に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの教育環境の改善を前提に、学校の適正な規模の観点から小中学校の規模の見直しを図る。 見直しに当たっては、旧市町の区割にとらわれず、適正な配置に係る検討を重ね、統廃合を進める。 	—	○
○ 小中一貫教育校の導入についての検討	○	○
○ 地域コミュニティにおける役割・機能としてのあり方に係る検討	○	○
○ 特認校制度実施校の役割、意義等に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの教育環境、地域コミュニティにおける役割の両面から特認校制度実施校の検証を行い、今後の対応方針を定める。 	—	○
○ 学校区再編後の取組に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの通学に対する影響を把握し、必要な支援について検討する。 廃校した施設について、地域コミュニティなどの活用策等を模索する。 	—	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要がある場合は「○」、必要がない場合は「—」としている。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

1) 現状・課題

スポーツ施設として、体育館や陸上競技場など複数のスポーツ施設を併わせもつ総合運動公園が各地区に整備されています。そのほか、プール、体育館、武道場等も保有しています。レクリエーション系施設として、温泉施設と公園等（テーマパーク、キャンプ場・宿泊施設等）などを保有しています。

合併以前に旧市町によって整備された施設が多く、合併以降も、各種施設の利用者層や提供サービス、今後の運営方針に係る総合的な検討等を実施しないまま多くの施設を維持してきました。

多くの施設において指定管理者制度^{※用語集}を導入し、利用料金制の下で民間事業者による施設運営が行われているものの、いずれの施設においても市からの委託料が発生しており、施設から生じる収入のみに頼る運営は困難な状況にあります。

図表 スポーツ・レクリエーション系施設に係る現状・課題

スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> 合併以前に、旧市町によって整備された施設が多く、総合的な検討がなされないまま、多くの施設を保有し続けている。
レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入し、利用料金制の下で運営が行われているが、いずれの施設においても市から委託料が発生しており、施設から生じる収入のみに頼る運営は困難である。

2) 今後の取組方針

各施設がターゲットとする利用者層、提供するサービス等を整理し、スポーツ・レクリエーション系施設の経営に係る方針を定めます。また、施設の民営化や運営等に係る民間活力導入に係る検討も併せて進めます。

特にスポーツ施設については、体力向上や健康の保持増進、青少年の健全育成といった本来的な役割に、生活習慣病の予防やストレスの防止、地域コミュニティの活性化等社会的役割を付加しています。また、平成32年に開催される第75回国民体育大会鹿児島大会における本市の役割等を踏まえた検討が必要となってくることから、スポーツ施設を次の3つの階層に分類し、施設配置や運営の方針等について検討します。

①及び②に該当する施設については全市的な観点から、③に該当する施設については、既存施設の性能や老朽化の状況、利用状況等を勘案し、市民文化系施設の多目的室、学校体育館の活用等を視野に既存施設の見直しを行います。

- ①主に各種競技大会での使用を想定し、各種競技連盟が指定した認証基準を満たす施設、プロスポーツのキャンプや企業・社会人・大学のスポーツ合宿等に活用される施設
- ②主に市全域からの利用を想定し、市民の体力向上や健康の保持増進等を目的とする施設
- ③主に地区・地域住民の利用を想定し、地域コミュニティの活性化等を目的とする施設（集会施設の多目的スペース、学校体育館等）

図表 スポーツ・レクリエーション系施設に係る今後の取組方向

今後の取組方向	市街地	中山間地域
○ 市のスポーツ・レクリエーション系施設の経営に係る方針の整理 <ul style="list-style-type: none"> ターゲットとする客層、施設の役割について整理する。 使用料の改訂等、受益者負担のあり方を整理・検討する。 	○	○
○ 経営方針に基づくスポーツ施設の再配置方針の検討 <ul style="list-style-type: none"> 地区別に保有する必要のない施設については、市全体としての戦略に基づき施設の再配置を推進する。 	○	○
○ 民営化、運営等に係る民間活力導入に係る検討	○	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要がある場合は「○」、必要がない場合は「－」としている。

(5) 公営住宅

1) 現状・課題

公営住宅は本市の公共施設の総延床面積の約 1 / 3 を占めており、その多くが市街地に立地しています。また、公営住宅の約半数以上が築 30 年以上を経過しており、老朽化対策に係るコストが大きな財政負担となることが予測されます。

また、管理戸数が多いことから、日々の維持管理業務の効率化が求められています。

市街地の公営住宅の空室率は総じて低いのが実態ですが、昭和 40 年代から 50 年代に整備された低層の老朽化住宅等では空室も目立っています。また、市街地では転入人口の増加等を背景に近年も民間事業者による住宅整備が進められています。

中山間地域にある公営住宅においては、人口減少等を背景に空室率が高く、築年数が 30 年以上経過した施設も多くなっています。

このような背景のもと、霧島市公営住宅等長寿命化計画を策定し、公営住宅に係る用途廃止住宅等の検討が行われてきましたが、計画を進めるに当たり除却費の確保等が必要になります。

図表 公営住宅に係る現状・課題

市街地	• 公営住宅の総床面積が多い。築 30 年を経過する住宅が占める割合が高いことから、更新や大規模改修等への対応や維持管理業務の効率化が求められている。
中山間地域	• 老朽化が進み空室率が高い公営住宅が多い。

2) 今後の取組方針

市街地、中山間地域ともに地域の人口動態、施設の老朽化、空室率の状況等を勘案しつつ総量の縮減に向けた検討を進めます。

特に市街地では、低層住宅の建替による資産の有効活用、売却等を検討します。また、中層住宅にあっても、公共関与による住宅供給の必要性が薄いと判断される場合は、売却を進めるなどあらゆる可能性を視野に施設再編のための具体的な検討を行います。その際、民間活力を活用した事業スキームを導入することで、民間の資金・ノウハウを活用していくなど、幅広い手法の活用可能性を検討します。

図表 公営住宅に係る今後の取組方向

今後の取組方向	市街地	中山間地域
○ 総量の縮減 <ul style="list-style-type: none"> 霧島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止と位置付けられた住宅の除却を推進する。 地域特性(人口減少・少子高齢化の進行状況)、空室率、老朽化等を踏まえ、公営住宅の除却、売却等を推進する。 等 	○	○
○ 資産の有効活用に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> 民間投資が見込める市街地中心部の施設については、民間活力建替導入による建替コストの抑制、家賃収入による収益拡大等、資産の有効活用について検討する。 等 	○	—

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要がある場合は「○」、必要がない場合は「—」としている。

(6) その他施設

1) 現状・課題

(1)～(6)に含まれない施設として、供給処理施設(清掃センター、ごみ処理場、し尿処理場等)、保健福祉施設(保健福祉センター、老人憩いの家、障がい者施設等)、産業系施設(関平鉱泉販売所、農産物加工所、農産物直売所、家畜審査場、研修センター、集会施設等)、子育て支援施設(保育園、児童クラブ)が挙げられます。そのほか、駐輪場や斎場、旧市町時代に廃校となった学校等(旧本戸小、旧福山小、旧佳例川小、旧牧之原幼稚園)があります。

産業系施設は、地区によって農産物加工機能と集会系機能を保有する施設(共同利用施設、生活改善センター等)が地域ごとに設置されています。また、研修センターや集会施設の保有機能は、会議室、和室など市民文化系施設と類似しています。保健福祉施設、子育て支援施設等の施設においては、必ずしも一つの建物として存在する必要はない施設も多くみられます。

また、産業系施設等では利用者が限定されている施設もみられます。

図表 その他施設に係る現状・課題

市街地	<ul style="list-style-type: none"> 産業系施設では、農産物加工機能と集会系機能を保有する施設(共同利用施設、生活改善センター等)が地域ごとに設置されている等、市民文化系施設と重複する機能を保有する施設がみられる。 必ずしも1つの建物として保有する必要のない機能が多い。
中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> 産業系施設では、農産物加工機能と集会系機能を保有する施設(共同利用施設、生活改善センター等)が地域ごとに設置されている等、市民文化系施設と重複する機能を保有する施設がみられる。 必ずしも1つの建物として保有する必要のない機能が多い。

2) 今後の取組方針

行政系施設、市民文化系施設等の主要用途を中心とした施設再編を図るに当たり、周辺に立地するその他施設の保有機能の集約に係る検討を進めます。庁舎等の空きスペースに保健福祉施設、産業系施設等が保有する機能を集約化したり、小中学校の空き教室に子育て支援機能を付与したりするなど、住民のニーズ等を踏まえ検討します。

図表 その他施設に係る今後の取組方向

今後の取組方向	市街地	中山間地域
○ 他施設への機能移転等の検討 ・ 主要用途(庁舎、学校等)の空きスペースに当該施設が保有する機能を移転するなど、機能移転等に係る可能性を検討する。	○	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、それぞれの取組について、当該地域で推進する必要がある場合は「○」、必要がない場合は「－」としている。

4. 地区別の特性を踏まえた公共建築物管理の方向性

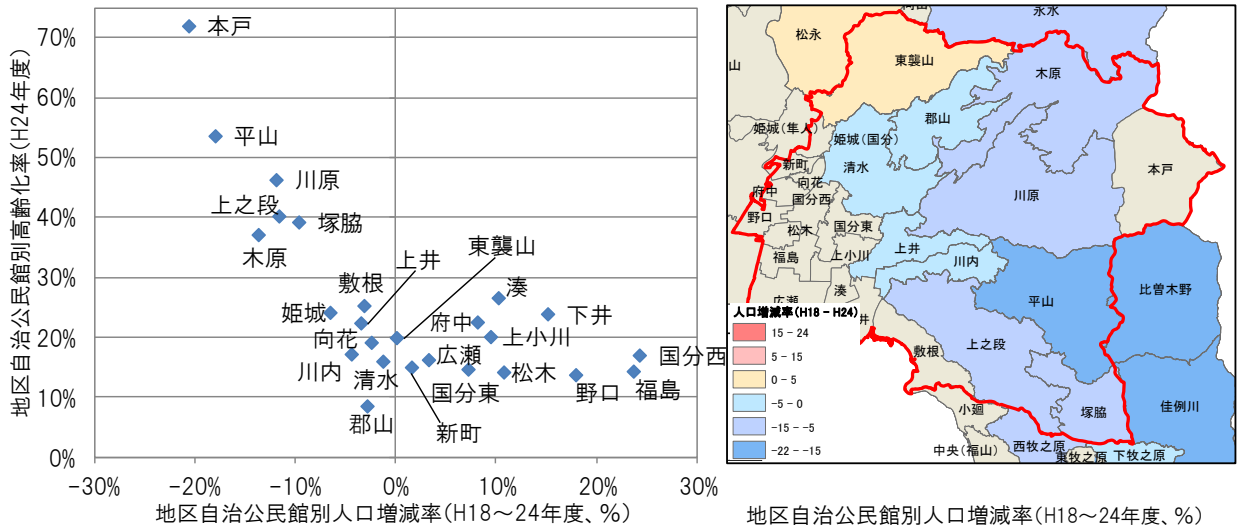
(1) 国分地区

1) 地区の概況

国分地区の人口は 55,419 人（平成 22 年国勢調査）であり今後も増加していくことが予測されています。また、先端技術産業関連をはじめとする多くの企業や、商業、医療等の都市機能が集積する市街地と、人口減少及び少子高齢化が進行する中山間地域の双方の特性を有することが特徴です。

市街地は特に人口が集積しており多様な組織により地域活動が行われていますが、転入者や若い世代の自治会離れなど、地域コミュニティに対する意識・関心の低下等により参加者の固定化・高齢化が顕著となっています。一方、中山間地域では、地域人口の減少、少子高齢化によりコミュニティ活動の担い手自体が不足しており、それぞれがコミュニティの維持・存続に対して課題を抱えています。

国分地区の公共施設の総床面積は、37.5 万㎡（市全体の保有量の 45.6%）です。国分地区の公共施設のうち、公営住宅が 14.0 万㎡、学校教育施設が 11.0 万㎡、市民文化系施設が約 1.7 万㎡となっています。



- 凡例
- 行政系施設
 - ★ 庁舎等
 - その他行政系施設
 - 市民文化系施設
 - 市民文化系施設
 - 学校教育施設
 - ★ 学校
 - その他学校教育施設
 - スポーツ・レクリエーション施設
 - スポーツ・レクリエーション施設
 - 公営住宅
 - 公営住宅
 - その他
 - その他

2) 公共建築物管理の方向性

国分地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

①本庁舎周辺施設の総量縮減・集約化

国分庁舎周辺には、国分シビックセンター内の国分公民館、図書館、メディアセンターのほか、国分保健センター、国分総合福祉センター、公営住宅集会所等、多くの施設が立地しています。

市街地全体においては市民文化系施設等においては、地区公民館、研修施設、多目的集会施設等、類似機能（会議室、和室、調理室等）を保有する施設が多く、中には類似機能を保有する複数の施設が徒歩圏内に立地している例も見られることから、施設の利用状況や性能、立地等を踏まえこれらの施設の総量縮減・集約化を図るとともに、民間活力の導入を検討し進めていきます。

集約化に当たっては、行政系施設、学校教育施設等を複合化・多機能化することで施設の一部を住民に開放することを検討するなど、これまで築かれてきた地域のコミュニティを維持・存続していくことに努めます。

また、隣接する隼人地区の市街地に立地する施設との関係性や役割分担についても併せて検討していきます。

②学校教育施設の規模に関する検討

国分地区には小学校が12校（うち、特認校制度実施校4校）、中学校が4校（うち特認校制度実施校1校）立地しています。児童生徒数が減少する中山間地域の小中学校では、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を進めていきます。

③公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止と位置付けられた8施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、見直しを進めます。近年も民間事業者による共同住宅建設等が進められている市街地中心部に立地する住宅については、特に、公共関与の必要性についての検討、民間活力導入による建替実施など、資産の有効活用等に係る検討を進めます。

④その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

国分地区の市街地には、中核的な機能を備えた施設が集積しています。今後も、これらの機能を活かした取組や隼人地区をはじめとする他地区との連携・機能分担を推進していきます。

また、隼人地区とともに市の中心としての役割を果たすことが期待されることから、隼人地区に立地する各種機能との関係性・機能分担を考慮しつつ検討を進めます。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

(2) 溝辺地区

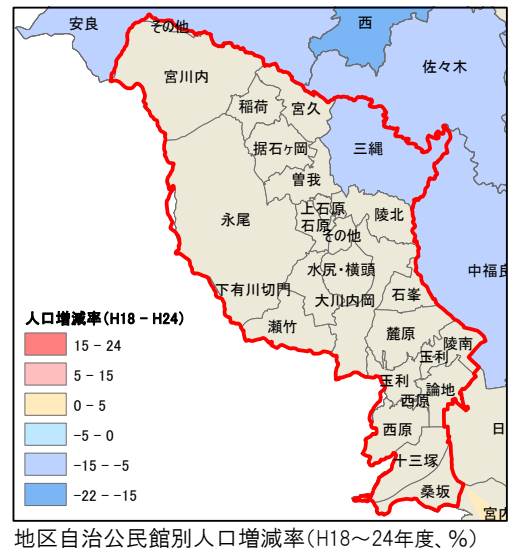
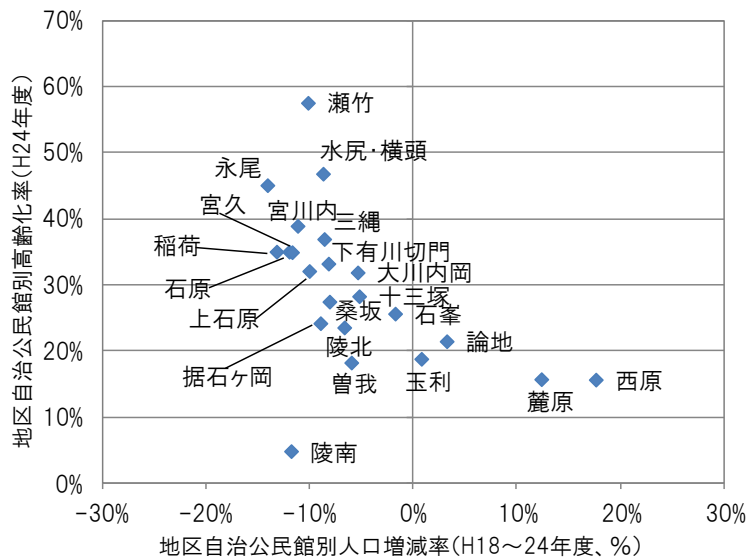
1) 地区の概況

溝辺地区は地区全体が中山間地域に位置しており、人口は8,442人（平成22年国勢調査）であり、平成22年以降減少に転じ、平成47年には8千人を下回ることが予測されます。

地区自治公民館別にみると、南部の一部を除く地域では人口減少の傾向がみられます。

人口減少が進行する地域ではコミュニティ活動の担い手自体が不足しており、人口が増加する地域では、転入者の地域コミュニティへの参加等が課題となっています。

溝辺地区の公共施設の総床面積は、7.4万㎡（市全体保有量の9.1%）で、そのうち、公営住宅が2.5万㎡、学校教育施設が2.1万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が約1.0万㎡となっています。



2) 公共建築物管理の方向性

溝辺地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

①総合支所周辺施設を活用した施設の総量縮減・集約化

溝辺総合支所（本館及び別館）、保健福祉センターについて、空きスペースの活用を検討し、方針に基づく総量縮減・集約化（一部建物の除却を含む）を推進していきます。

総合支所周辺には、溝辺コミュニティセンター、溝辺青少年の家、溝辺公民館（みそめ館）等の市民文化系施設や溝辺営農研修センターが立地していることから、保有機能や利用状況、施設性能等を踏まえ、施設の除却や多機能化・複合化を検討します。

既存施設の配置、商店、医療機関、郵便局などの各種機能の立地状況等から、総合支所周辺エリアは地区の拠点としての役割を果たしていくことが期待されることから、地区の拠点としての機能・役割について、将来の地域づくりの取組の一環として総合的に検討を行い、計画的に推進していきます。

②学校教育施設の規模に関する検討

溝辺地区には小学校が3校、中学校が2校立地しています。児童生徒数が減少する小中学校では、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を進めていきます。

③公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止と位置付けられた4施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、公共関与の必要性や民間活力の導入可能性についての検討を行い、施設の除却、売却、建替などあらゆる可能性を検討し、これを推進します。

④その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

鹿児島空港周辺では、区画整理事業を実施するなどの効果により近年も人口が増加し、周辺では児童生徒数も増加しています。また、鹿児島空港や九州自動車道を拠点とした市内外への交通網により、広域的な交通の拠点となっていることも特徴であり、当該エリアの交通結節点としての機能や人口集積を活かすとともに、地区内外の拠点との連携を強化していきます。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

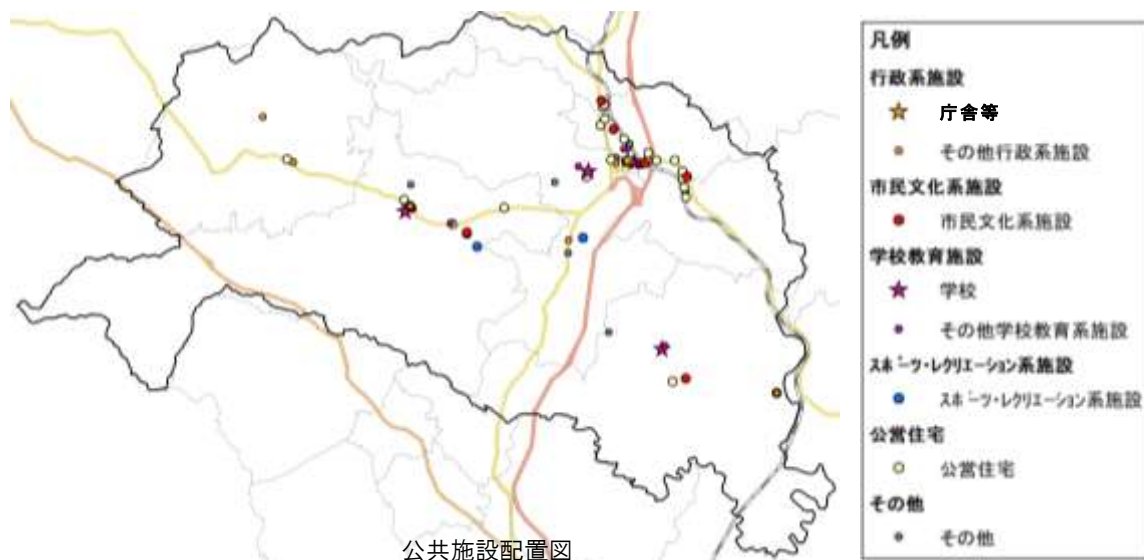
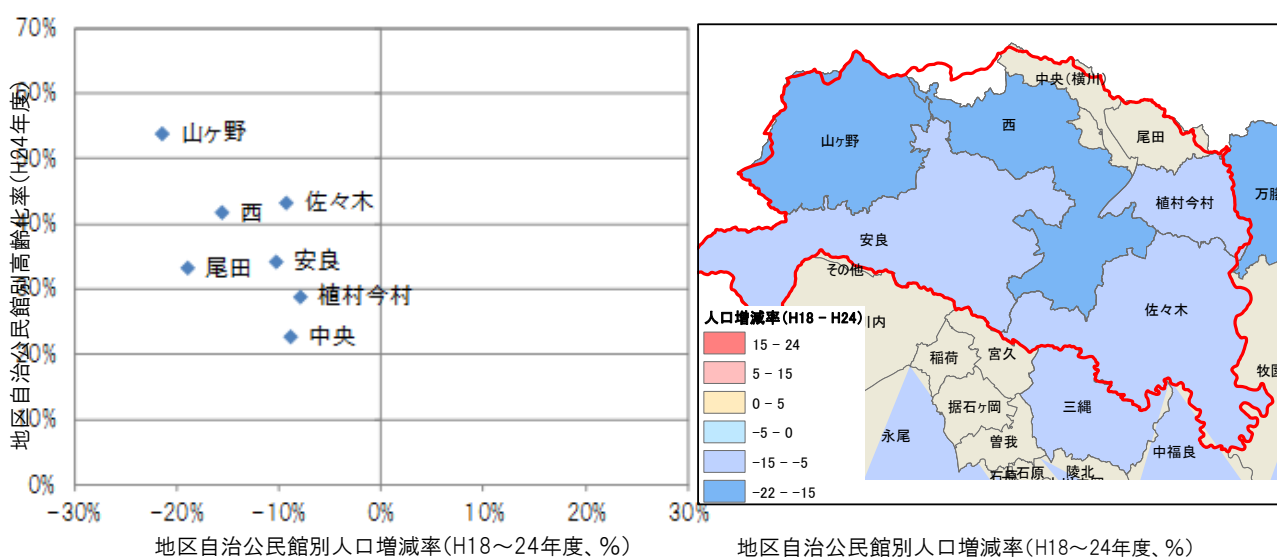
(3) 横川地区

1) 地区の概況

横川地区は地区全体が中山間地域に位置しており、人口は4,767人（平成22年国勢調査）であり平成17年以降減少に転じ、平成47年には4千人を下回ることが予測されます。

地区自治公民館別にみると、大隅横川駅及び横川総合支所周辺に人口が集積していますが、近年はすべての地域において減少しており、高齢化率も5つの地域で30%を超えています。これらの人口減少、少子高齢化が進行する地域ではコミュニティ活動の担い手自体が不足するなどの課題を抱えています。

横川地区の公共施設の総床面積は、6.1万㎡（市全体保有量の7.4%）で、そのうち、公営住宅が2.3万㎡、学校教育施設が1.4万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が約0.9万㎡となっています。産業系施設（「その他施設」に分類）の比率が他地区に比べ多いことが特徴です。



2) 公共建築物管理の方向性

横川地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

①総合支所周辺施設を活用した施設の総量縮減・集約化

横川総合支所周辺には横川保健センター、横川公民館、横川健康温泉センター、横川放課後児童クラブ、横川小学校、横川中学校など多くの公共施設が立地しています。これらの施設が保有する機能に着目し、その利用状況や施設性能等を踏まえ、施設の総量縮減・集約化に係る検討を進めます。

人口分布や商店、医療機関、郵便局などの各種機能の立地状況等から、大隅横川駅を含めた総合支所周辺エリアは地区の拠点としての役割を果たしていくことが期待されます。地区の拠点としての機能・役割について、将来の地域づくりの取組の一環として総合的に検討を行い、計画的に推進していきます。

②学校教育施設の規模に関する検討

横川地区には小学校が3校（うち、特認校制度実施校1校）、中学校が1校立地しています。すべての小中学校で児童生徒数が減少している状況を踏まえ、子どもの適正な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を進めていきます。

③公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止と位置付けられた5施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、公共関与の必要性や民間活力の導入可能性についての検討を行い、施設の除却、売却、建替などあらゆる可能性を検討し、これを推進します。

④その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

かつて二大金山と称された山ヶ野金山を核として形成された山ヶ野地区、100年以上の歴史を持つ大隅横川駅の駅舎などの歴史遺産を生かしていくことに留意し、公共建築物管理に係る取組を推進します。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

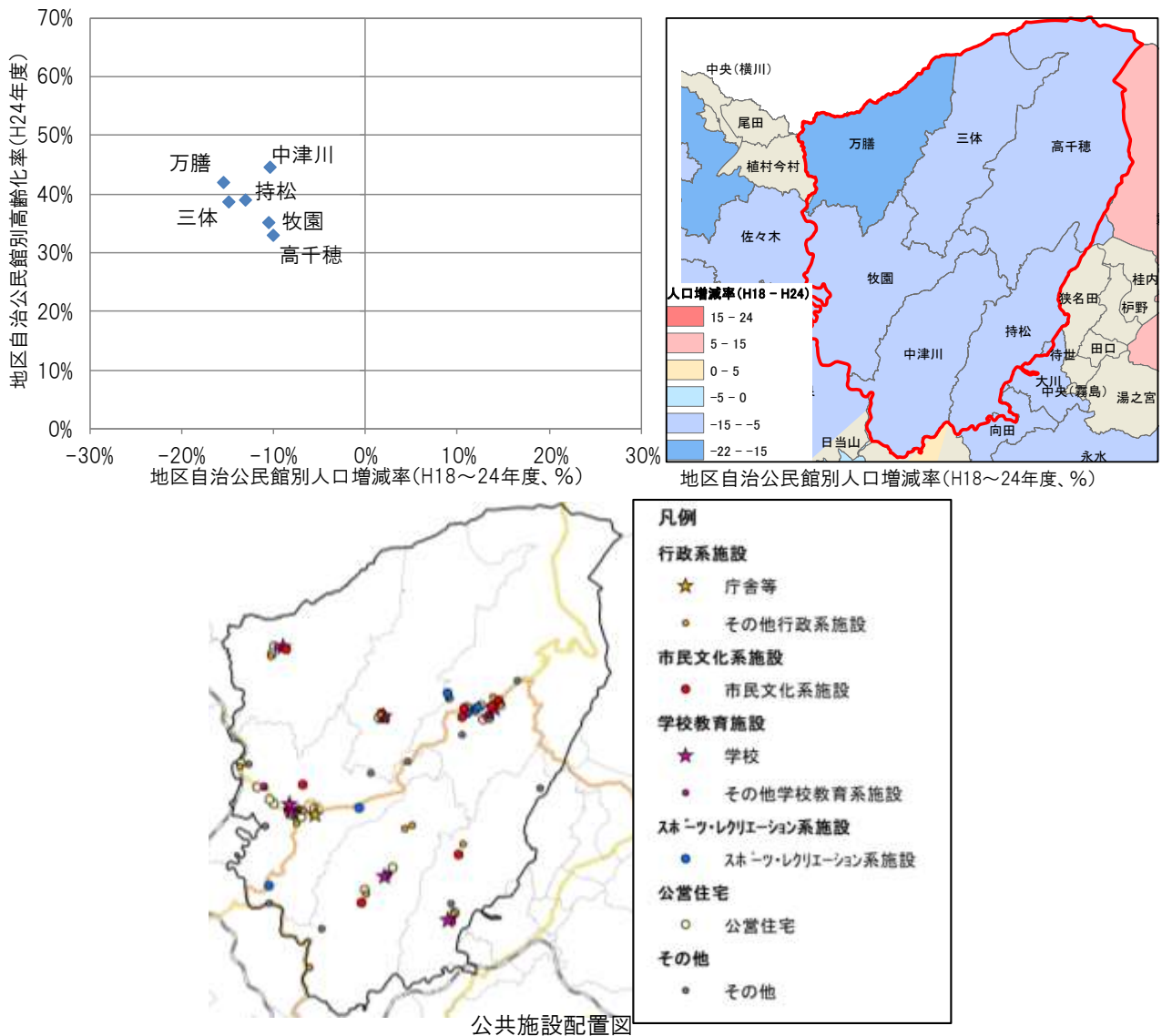
(4) 牧園地区

1) 地区の概況

牧園地区は地区全体が中山間地域に位置しており、人口は8,099人（平成22年国勢調査）であり昭和55年以降減少が継続しており、平成47年には6千人を下回ることが予測されます。

地区自治公民館別にみると、地区内で人口集積がみられるのは牧園地域、高千穂地域ですが、両地域を含めすべての地域で人口が減少し高齢化率も30%を超えており、コミュニティ活動の担い手自体が不足するなどの課題を抱えています。

牧園地区の公共施設の総床面積は、7.7万㎡（市全体保有量の9.3%）で、そのうち、公営住宅が1.8万㎡、学校教育施設が2.3万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が約1.5万㎡、市民文化系施設が0.2万㎡となっており、他地区に比べ学校教育施設、スポーツ・レクリエーション系施設の比率が多いことが特徴です。



2) 公共建築物管理の方向性

牧園地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

①総合支所周辺施設を活用した施設の総量縮減・集約化

牧園総合支所の空きスペースの活用方針を検討し、方針に基づく総量縮減・集約化（一部建物の除却を含む）を推進していきます。また、現在の総合支所は高台に立地するなど、市民の利便性の観点から見ると立地条件に課題を抱えています。このようなことから、機能集約の方向性と市民の利便性等の観点から総合支所の移転の可能性も含め総合的な検討を行います。

総合支所周辺エリアは、人口分布や商店、医療機関、郵便局などの各種機能の立地状況等を踏まえると地区の拠点としての役割を果たしていくことが期待されることから、将来を見据えた地域づくりの取組の一環として総合的に検討を行い、計画的に推進していきます。

②学校教育施設の規模に関する検討

牧園地区には小学校が6校（うち特認校制度実施校2校）、中学校が1校立地しています。多くの小中学校で児童生徒数が減少している状況を踏まえ、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を進めていきます。

③公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止と位置付けられた9施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、公共関与の必要性や民間活力の導入可能性についての検討を行い、施設の除却、売却、建替などあらゆる可能性を検討し、これを推進します。

④その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

牧園地区の地理的条件や人口の分布状況を踏まえると、高千穂小学校周辺のエリアも拠点としていくことが考えられます。地区の拠点が、地区の中で果たすべき役割等を検討していきます。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

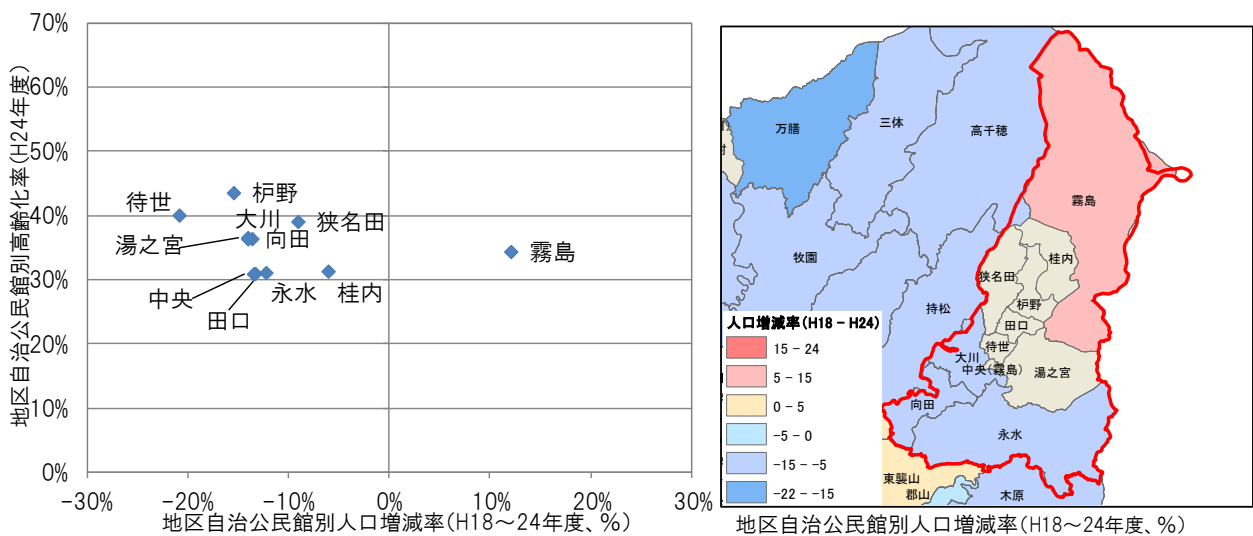
(5) 霧島地区

1) 地区の概況

霧島地区は地区全体が中山間地域に位置しており、人口は5,245人（平成22年国勢調査）で平成12年以降減少が継続しており、平成47年には4千人を下回ることが予測されます。

地区自治公民館別にみると霧島地域を除くすべての地域で減少傾向であり、かつすべての地域で高齢化率が30%以上となっており、コミュニティ活動の担い手自体が不足するなどの課題を抱えています。

霧島地区の公共施設の総床面積は、4.0万㎡（市全体保有量の4.9%）です。そのうち、公営住宅が0.8万㎡、学校教育施設が1.5万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が約0.6万㎡、市民文化系施設が0.3万㎡となっています。



2) 公共建築物管理の方向性

霧島地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

①総合支所周辺施設を活用した施設の総量縮減・集約化

霧島総合支所の空きスペースの活用方針を検討し、方針に基づく総量縮減・集約化を推進します。

施設再編に当たっては、周辺施設が保有する機能に着目し、その利用状況や施設性能等を踏まえ、機能移転の方向性を検討します。人口分布や商店、医療機関、郵便局などの各種機能の立地状況等から、霧島神宮駅を含めた総合支所周辺エリアは地区の拠点としての役割を果たしていくことが期待されます。地区の拠点としての機能・役割を検討し、将来の地域づくりの取組の一環として総合的に検討を行い、計画的に推進していきます。

②学校教育施設の規模に関する検討

霧島地区には小学校が3校（うち、特認校制度実施校1校）、中学校が1校立地しています。多くの小中学校で児童生徒数が減少している状況を踏まえ、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を進めていきます。

③公営住宅の総量縮減

霧島地区においては、霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止と位置付けられた4施設のうち3施設については、既に除却を実施してきたところです。残り1施設については、速やかに除却を実施します。今後は、その他の住宅について、空室率や老朽化の状況を踏まえ、公共関与の必要性や民間活力の導入可能性についての検討を行い、施設の除却、売却、建替などあらゆる可能性を検討し、これを推進します。

④その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

当地区は庁舎周辺に拠点地域としての機能が概ね集約されていることから、民間事業者を含めた連携を図ることで住民の利便性をさらに高めるなど、機能の維持・充実を目指します。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

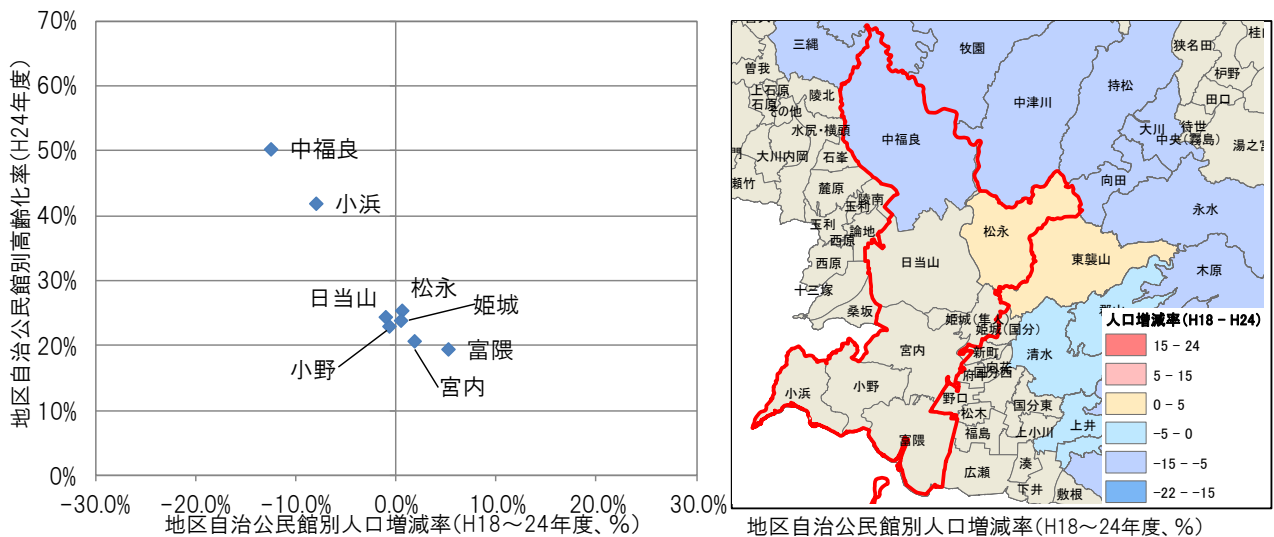
(6) 隼人地区

1) 地区の概況

隼人地区の人口は 37,219 人（平成 22 年国勢調査）であり、平成 22 年にかけて増加傾向にありましたが、今後は減少に転じることが予測されています。国分地区と同様に多くの企業が立地するほか、商業、医療等の都市機能が集積する市街地と、人口減少及び少子高齢化が進行する中山間地域の双方の特性を有することが特徴です。

市街地は特に人口が集積しており多様な組織により地域活動が行われていますが、転入者や若い世代の自治会離れなど、地域コミュニティに対する意識・関心の低下等により参加者の固定化・高齢化が顕著となっています。また、中山間地域では、地域人口の減少、少子高齢化によりコミュニティ活動の担い手自体が不足しており、それぞれがコミュニティの維持・存続に対して課題を抱えています。

隼人地区の公共施設の総床面積は 13.5 万㎡（市保有量の約 16.4%）であり、公営住宅が 5.4 万㎡、学校教育施設が 4.4 万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が 0.8 万㎡、市民文化系施設が約 0.7 万㎡となっています。



公共施設配置図

2) 公共建築物管理の方向性

隼人地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

①市街地の集会系機能等の総量縮減・集約化

隼人庁舎周辺に隼人公民館、隼人図書館、すこやか保健センター、隼人農村環境改善センター等、主要な公共施設が立地しています。

市街地全体においては地区公民館、共同利用施設、農村環境改善センター等、会議室、和室、調理室などの類似機能を保有する施設が多くみられ、中には類似機能を保有する複数の施設が徒歩圏内に立地している例も見られることから、施設の利用状況や性能、立地等を踏まえた施設の総量縮減・集約化を推進します。また、隣接する国分地区の市街地に立地する施設との関係性・機能分担についても併せて検討していきます。

集約化に当たっては、行政系施設、学校教育施設等を複合化・多機能化することで施設の一部を住民に開放することを検討するなど、これまで築かれてきた地域のコミュニティを維持・存続していくことに努めます。

②学校教育施設の規模に関する検討

隼人地区には小学校が6校（うち、特認校制度実施校2校）、中学校が2校立地しています。児童生徒数が減少する小中学校では、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を進めていきます。

③公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止と位置付けられた9施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、施設の除却、売却、建替等に係る検討を行い、これを推進します。

また、近年も民間事業者による共同住宅建設等が進められている市街地中心部に立地する住宅については、公共関与の必要性についての検討、民間活力導入による建替等、資産の有効活用等に係る検討を進めます。

④その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

隼人地区の市街地は、国分地区の市街地とともに市の中心としての役割を果たしています。今後もこれらの機能を生かした取組や国分地区をはじめとする他地区との連携・機能分担を推進していきます。

また、日当山駅、隼人駅は、JR 肥薩線を利用することで、大隅横川駅（横川地区）、霧島温泉駅（牧園地区）から乗り換えることなくアクセスすることができます。この特性を活かし、中山間地域と市街地とを結ぶ拠点としての役割を果たしていくことに留意し検討を進めます。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。

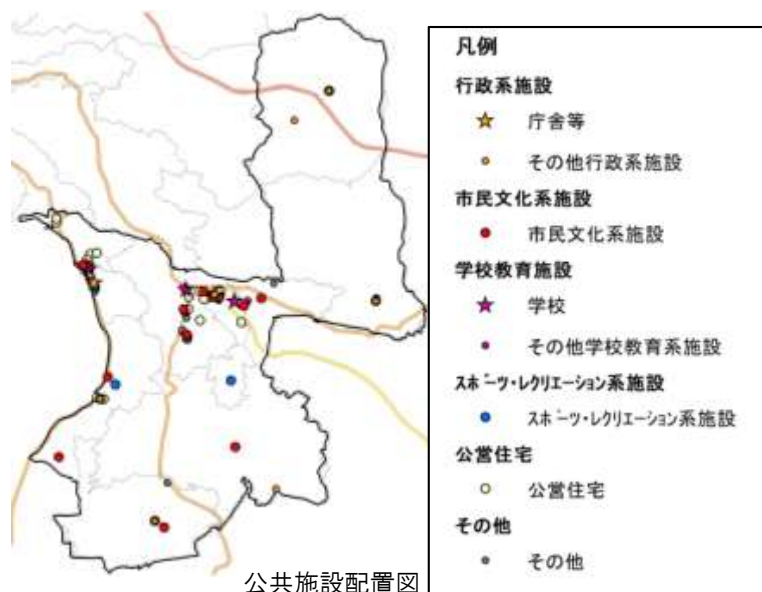
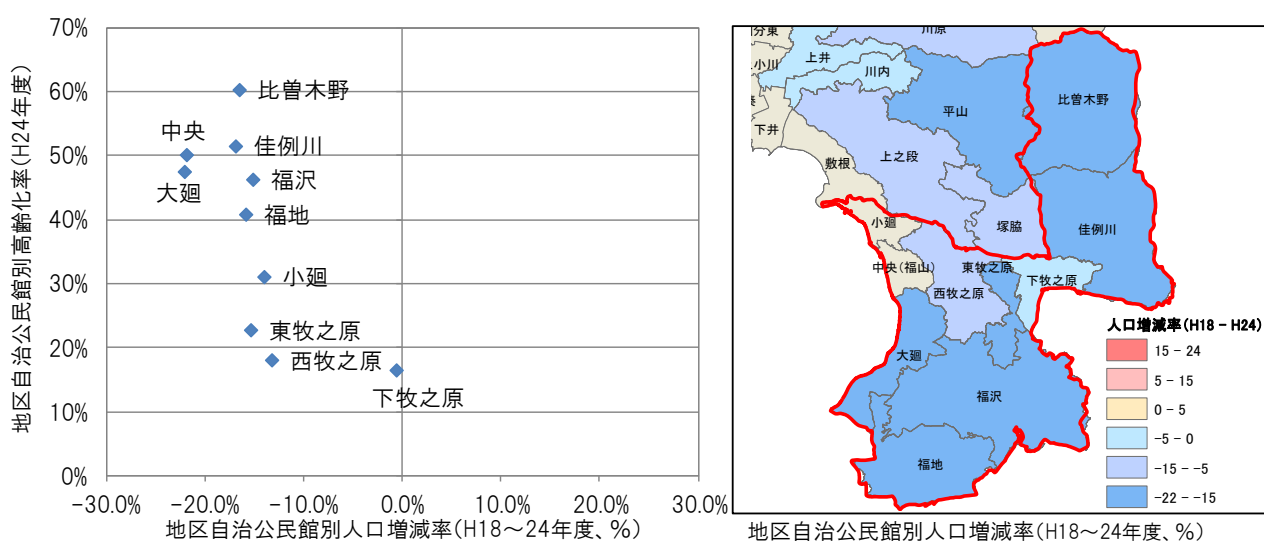
(7) 福山地区

1) 地区の概況

福山地区は地区全体が中山間地域に分類され、人口は6,248人（平成22年国勢調査）であり昭和60年以降減少しており、平成47年には5千人を下回ることが予測されます。

地区自治公民館別にみると、東牧之原、西牧之原、下牧之原の3地域に集積がみられますが、すべての地域で人口減少、高齢化が進行しています。特に、前掲の3地域を除く地域ではその傾向が強く、コミュニティ活動の担い手自体が不足するなどの課題を抱えています。

福山地区の公共施設の総床面積は、6.0万㎡（市全体保有量の7.3%）です。そのうち、公営住宅が1.5万㎡、学校教育施設が1.5万㎡、スポーツ・レクリエーション系施設が約1.0万㎡、市民文化系施設が0.5万㎡となっており、他地区に比べスポーツ・レクリエーション系施設の比率が多いことが特徴です。



2) 公共建築物管理の方向性

福山地区では、以下の取組を重点的に推進していきます。

①総合支所周辺施設を活用した施設の総量縮減・集約化

福山総合支所周辺には、福山公民館、福山農村青年の館、東・西牧之原地区公民館、福山農村婦人の家、牧之原小学校等、多くの公共施設が立地しており、類似機能（会議室、和室、調理室等）を保有する施設もみられることから、利用状況や施設性能等を踏まえ、施設の総量縮減・集約化を推進します。

福山総合支所周辺エリアは、人口分布や商店、医療機関、郵便局などの各種機能の立地状況等を踏まえると、地区の拠点としての役割を果たしていくことが期待されます。そのため、当該エリアが果たすべき役割を明確にし、将来の地域づくりの取組の一環として総合的に検討を行い、計画的に推進します。

②学校教育施設の規模に関する検討

福山地区には小学校が2校（うち、特認校制度実施校1校）、中学校が2校（うち、特認校制度実施校1校）立地しています。すべての小中学校で児童生徒数が減少している状況を踏まえ、子どもの適切な教育環境の確保を前提に、学校の適正規模の観点から見直しを行います。その際、地理的な条件等を踏まえ、隣接する地区の児童生徒を受け入れるなど、校区についても境界にとらわれず見直しを行います。

見直しに際しては、小中学校の地域における役割・機能について併せて検討を進めていきます。

③公営住宅の総量縮減

霧島市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止と位置付けられた3施設については、速やかに除却を実施します。

その他の住宅については、空室率や老朽化の状況を踏まえ、公共関与の必要性や民間活力の導入可能性についての検討を行い、施設の除却、売却、建替などあらゆる可能性を検討し、これを推進します。

④その他、地区の特性を踏まえた取組の方向性

福山市民サービスセンターは、かつて福山総合支所として活用された施設を引き続き活用しており、急斜面に立地するなど立地条件にも課題を抱えています。また、施設の大部分が空きスペースとなっていること等を踏まえ、施設の存続、移転、廃止等あらゆる可能性を視野に見直しの方向性を検討します。検討に際しては、福山市民サービスセンターが立地する中央地域及び隣接する小廻・大廻地域を取り巻く環境（道路交通網や地理的条件）を踏まえ、地区の境界にとらわれず、地域住民の利便性等を十分踏まえた方向性となるよう留意します。

また、旧田中家別邸や福山のイチョウなどの歴史遺産を生かしていくことに留意し、公共建築物管理に係る取組を推進します。

なお、ここで整理した取組のほか、市全体で配置方針を検討する必要がある機能及び施設（市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等）については、市全体の経営方針等に基づき、施設の廃止・除却や再配置を進めます。